

議案第 17 号

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

		改正後	改正前
(手数料)			(手数料)
第35条	手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められたら、申込み後に徴収することができる。	第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められたら、申込み後に徴収することができる。	第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められたら、申込み後に徴収することができる。
(1)・(2)	略	略	(1)・(2) 略
(3)	指定業者指定手数料 1件につき <u>10,000円</u>	指定業者指定手数料 1件につき <u>10,000円</u>	(3) 指定業者指定手数料 1件につき <u>20,000円</u>
(3)の2	指定業者指定更新手数料 1件につき <u>5,000円</u>	指定業者指定更新手数料 1件につき <u>5,000円</u>	
(4)～(9)	略	略	(4)～(9) 略
2	略	略	2 略
	(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
第38条	市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないときは、その者の給水装置の申込み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないときは、その者の給水装置の申込み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しないときは、その者の給水装置の申込み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
2	略	略	2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に受けた申込みに係る手数料の額については、なお従前の例による。